

目黒区住宅リフォーム資金助成事業実施要綱

平成19年3月30日付け目都住第 854 号決定
改正 平成21年3月18日付け目都住第 2461 号決定
改正 平成23年3月 8日付け目都住第 3101 号決定
改正 平成24年3月14日付け目都住第 3008 号決定
改正 平成26年2月7日付け目都住第 2280 号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者（以下「区民」という。）が自己居住用の住宅のリフォーム工事を行った場合、又は空き家・空き室住宅のバリアフリーリフォーム工事を行った場合、その経費の一部を助成することにより、居住水準の向上及び良好な住宅ストックの形成に資するとともに、区内に事業所を有する施工業者（以下「区内業者」という。）の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自己居住用の住宅

区民が区内に所有する、自己の居住の用に供する住宅。集合住宅においては、その専用部分。

(2) 空き家・空き室住宅

区民が区内に所有する、賃貸用に供する住宅で、空き家又は空き室となっている住宅。集合住宅は共用部分を含み、共用部分は全体を1か所とする。

(3) 一般リフォーム工事

住宅の増改築、修繕等、住宅の機能の維持・向上のための工事

(4) アスベスト除去工事

吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事。

(5) バリアフリーリフォーム工事

65歳以上の高齢者及び身体障害者手帳を有する身体障害者並びにこれに準ずる身体状況を有する者（以下「高齢者等」という。）が居住することを前提に、高齢者等の居住利便性を向上させる目的で行う、以下に掲げる工事で、共用部分（敷地内）の工事を含む。

ア 手すりの取り付け

イ 段差の解消

ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

エ 引き戸等への扉の取替え

オ 洋式便器等への便器の取替え

カ その他上記アからオの工事に準ずる工事及びそれらの工事に付帯する工事

(助成)

第3条 区民が、区内業者により、自己居住用の住宅について一般リフォーム工事又はアスベスト除去工事を行った場合、又は空き家・空き室住宅のバリアフリーリフォーム工事（以下「空き室等のバリアフリー工事」という。）を行った場合、その経費の一部を助成する。なお、助成は予算の範囲内で先着順とする。

- 2 一般リフォーム工事又は空き室等のバリアフリー工事により助成の対象となる住宅は、過去に目黒区住宅リフォーム資金助成を受けたことがない住宅、又は前回助成を受けた年度の次の年度の4月1日から起算して5年以上経過している住宅とする。
- 3 アスベスト除去工事は区内以外の業者による施工も可とし、一の住宅について1回の助成とする。
- 4 空き室等のバリアフリー工事にあつては、国及び東京都の助成制度と併せて申請することができる。

(助成の要件)

第4条 助成対象となる工事は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 目黒区住宅リフォーム資金助成対象として決定後に着工し、申請年度の3月末日までに工事及び支払いが完了すること。
- (2) 消費税を除いた工事金額が20万円以上であること。ただし、一般リフォーム工事が自己の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）以外の部分にわたる建築物の屋根、外壁その他当該建築物全体に係る工事にあつては、住宅部分の延床面積を当該建築物の延床面積で除して得た値に工事経費の額を乗じて得た額が20万円以上であること。
- (3) 空き室等のバリアフリー工事を行う場合は、昭和56年5月31日以前に着工した住宅については、耐震性が確保されていること。
- (4) 空き室等のバリアフリー工事を行った場合は、工事完了後3か月までは、高齢者等の入居に限定すること。

(申請資格)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自己居住用の住宅に居住している者又は空き家・空き室住宅を所有する者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 区民であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、空き家・空き室住宅は、次のア又はイに該当する者に限る。
 - ア 助成対象となる住宅の所有権を有している者（以下「所有者」という。）又はその配偶者。
 - イ 所有者の子もしくはその配偶者、又は所有者の父もしくは母。
 - ウ 所有者の配偶者の父又は母。

エ 所有者の二親等以内の親族で所有者と同居している者。

(3) 住民税を完納していること。

(4) 対象となる住宅リフォーム工事について、区で実施している他の助成を受けていないこと。

(申請方法)

第6条 申請者は、当該工事着工前に住宅リフォーム資金助成申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 建物登記事項証明書又はそれに代わるもの

(3) 工事見積書

(4) 建築確認済証又はそれに代わるもの

(5) 住民税の納税証明書又はそれに代わるもの

(6) 当該住宅が共有の場合は共有者の同意書

(7) 所有者以外の者が申請する場合は、戸籍個人事項証明書等、所有者との関係を明らかにするもの及び所有者の同意書

(8) アスベスト除去工事の場合は、アスベスト調査結果報告書又はそれに代わるもの

(9) 空き室等のバリアフリー工事の場合は、昭和56年5月31日以前に着工した住宅については、耐震基準適合証明書又はそれに代わるもの。

(10) 工事予定箇所の写真

(11) その他区長が必要と認める書類

(審査結果の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定に基づき提出された書類の内容を審査の上、審査結果を住宅リフォーム資金助成審査結果通知書（別記第2号様式）により申請者へ通知するものとする。なお、区長は審査にあたり必要と認める場合にあっては、申請のあった住宅の状況について、実地に調査を行うことができる。

(変更の届出)

第8条 審査結果により助成対象とされた申請者（以下「助成決定者」という。）で、第5条の申請内容に変更が生じたときには、住宅リフォーム資金助成申請書に変更に関する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

2 前項の届出は、工事着工前でなければならない。

(変更決定)

第9条 区長は、前条の届出があったときは、内容を審査の上、審査結果を住宅リフォーム資金助成審査結果通知書により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第10条 助成決定者は、工事完了後30日以内に住宅リフォーム資金助成金請求書（別記第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、区長に助成金の交付を請求するものとする。

(1) 住宅リフォーム工事完了届（別記第4号様式）

(2) 領収書の写し

(3) 工事完了箇所の写真

- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認を要する増改築工事の場合は、同法に基づく検査済証
- (5) 空き室等のバリアフリー工事の場合は、空き家・空き室登録届書（別記第5号様式）
- (6) その他区長が必要と認める書類
（実地調査）

第11条 区長は、必要と認める場合にあっては、助成対象となった住宅のリフォーム工事の状況について、実地に調査を行うことができる。

（助成金の額）

第12条 助成金の額は、工事予定金額と実際に工事に要した経費のうちいずれか低い額の100分の10に相当する額で、一般リフォーム工事及び空き室等のバリアフリー工事を行った場合は10万円、アスベスト除去工事は20万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

（助成金の交付）

第13条 区長は、第10条の規定による請求があったときは、交付すべき助成金の額を決定し、住宅リフォーム資金助成金交付決定通知書（別記第6号様式）により助成決定者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム資金助成金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

付 則（平成21年3月18日目都住第2641号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月8日目都住第3101号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月14日目都住第3008号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第5条第1項の規定は、平成24年7月9日以後に適用し、同日前に当該条件を具備する者については、なお従前の例による。

付 則（平成26年2月7日目都住第2280号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。